

広島県告示第四百六十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十二条第一項の規定によって、指定介護予防サービス事業者として次の者を指定した。

平成二十五年五月二十七日

広島県知事 湯崎英彦

指定介護予防サービス事業者	主たる事務所の所在地	名称	所在地	サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人 原田ヒカリ会	尾道市原田町 梶山田三六〇 九番地	ユニット型シ ョートステイ ひかり苑	尾道市原田町 梶山田三六〇 九番地	介護予防短 期入所生活 介護	平成二五年 五月一日
社会福祉法人 原田ヒカリ会	尾道市原田町 梶山田三六〇 九番地	地域密着型特 別介護老人ホ ームひかり苑	尾道市原田町 梶山田三六〇 九番地	介護予防短 期入所生活 介護	平成二五年 五月一日
社会福祉法人 原田ヒカリ会	尾道市原田町 梶山田三六〇 九番地	訪問介護事業 所まる	東広島市八本 松東三丁目一 五番地四六	介護予防訪 問介護	平成二五年 五月一日
株式会社シン コウ	呉市川尻町原 山一丁目八番 一五号	デイサービス いこい	東広島市安芸 津町小松原五 九八番地一	介護予防通 所介護	平成二五年 五月一日
社会福祉法人 芸北福祉会	山県郡安芸太 田町大字下筒 賀八二一番地	ユニット型特 別介護老人ホ ーム寿光園	山県郡安芸太 田町大字下筒 賀八二一番地	介護予防短 期入所生活 介護	平成二五年 五月一日
社会福祉法人 芸北福祉会	山県郡安芸太 田町大字下筒 賀八二一番地	ユニット型寿 光園短期入所 生活介護事業 所	山県郡安芸太 田町大字下筒 賀八二一番地	介護予防短 期入所生活 介護	平成二五年 五月一日